

2025 年 11 月 27 日（木）

藤原宮大極殿院の調査（飛鳥藤原第 219 次） 記者発表資料

独立行政法人国立文化財機構 奈良文化財研究所

都城発掘調査部（飛鳥・藤原地区）

※現地説明会を 11 月 29 日（土）に実施します（小雨決行）。

※説明は 2 回おこないます。 午前 11 時 00 分～ 午後 1 時 30 分～

※駐車場はありません。

所在地：奈良県橿原市醍醐町

調査面積：432.5 m²（東西 18.5m、南北 23.0m＋南拡張区（1m×7m））

既調査面積：262.5 m² 新規調査面積：170.0 m²

調査期間：2025 年 9 月 30 日～継続中

【概 要】

藤原宮大極殿院西面回廊および西門の位置を確認し、大極殿院の東西規模を確定した。西面回廊および西門の礎石据付痕跡および礎石を検出し、その規模と構造の一部をあきらかにした。また、内庭の礫敷および西門外側の舗装とみられる瓦敷を検出し、大極殿院西半部の整備実態の一端をあきらかにした。

1. 調査の経緯と目的

大極殿院は藤原宮の中心部に位置し、周囲を回廊で囲まれた東西約 120m、南北約 165m の区画である。大極殿院の中央には即位や元日朝賀などの儀式に際して天皇が出御する大極殿が存在する。大極殿院については、戦前に日本古文化研究所が大極殿、大極殿院南門、回廊の部分的な調査をおこない、復元図を作成している。その後、奈良文化財研究所が、日本古文化研究所による復元案の検証を目的の一つとして、1977 年度に大極殿北方（第 20 次）、「西殿（現在の大極殿院西門）」（第 21 次）の調査を実施した。

近年、奈良文化財研究所は、大極殿院の全容解明を目的として、回廊および内庭の調査を継続的に進めている。2001・2016 年度に東門および東面回廊（飛鳥藤原第 117 次・190 次）、2007 年度に南門（第 148 次）、2009 年度に南面回廊（第 160 次）、2017 年度に回廊東北隅（第 195 次）、2018 年度に北門および北面回廊（第 198 次）の調査をそれぞれ実施した。2019～2022 年度は大極殿院北部域の調査に注力し、大極殿後方回廊および大極殿後殿を発見したことで、大極殿院の殿舎配置を確定した（第 200 次・第 205 次・第 208 次・第 210 次）。

今年度は、大極殿院西門と西面回廊の接続部分の発掘調査を実施した。大極殿院回廊はいずれも梁行2間の複廊で、各面の中央付近に門が開く。近年の調査成果から、北門については桁行1間、梁行2間、東門と南門については桁行7間、梁行2間の門であったことがあきらかとなった。西門については、第21次調査で桁行7間、梁行4間の建物を想定したが、東門と同様の規模と構造をもつ門である可能性が残されていた。また、第21次調査では、回廊と門の接続部の検出にいたっておらず、その詳細な構造は不明のままであった。こうした状況を踏まえ、西門および西面回廊の規模と構造、その造営過程の解明を目的とする発掘調査を実施することとした。なお、今回の調査区の一部は、第21次調査区と重複する。

2. 調査の成果

(1) 藤原宮期の遺構

大極殿院西門 SB2200 第21次調査で検出していた礎石据付痕跡のうち1基を再検出した。藤原宮造営にともなう整地土の直上で根石の一部を検出しており、拳大の河原石で構成されている。棟通りと東側柱の礎石据付痕跡および基壇土は既に失われていたが、大極殿院東門（桁行7間14尺等間、梁行2間11尺等間）を藤原宮の中軸で反転させると、今回検出した礎石据付痕跡は、西門西側柱の礎石据付痕跡として、矛盾なく位置づけられる。したがって、西門も東門と同様、桁行7間、梁行2間の門であったと考えられる。

大極殿院西面回廊 SC2140 調査区南端の新規調査部分で合計2基の礎石据付痕跡を検出した。藤原宮造営にともなう整地土の直上で根石の一部を検出しており、拳大の河原石で構成されている。また、第21次調査区で検出していた東側柱の礎石を再検出した。西側柱の礎石据付痕跡および基壇土は既に失われていたが、大極殿院東面回廊（桁行柱間14尺等間、梁行柱間10尺等間）を藤原宮の中軸で反転させると、今回検出した礎石据付痕跡は、回廊棟通りおよび東側柱の礎石据付痕跡として、矛盾なく位置づけられる。再検出した礎石は原位置をとどめていないものの、東面回廊を藤原宮の中軸で反転して想定される東側柱に近い位置にある。こうした礎石および礎石据付痕跡の配置から、西面回廊を桁行柱間は約4.1m（14尺）、梁行柱間は約2.9m（10尺）の複廊として復元することができる。

礫 敷 調査区東南部の新規調査部分で検出した。拳大かそれよりやや小型の礫が整地土の直上に広がる。大極殿院内庭に敷設されたものとみられる。

瓦敷 1 調査区西北隅の新規調査部分で検出した。西門の西側にあり、藤原宮造営にともなう整地土の直上で確認した。瓦片とともに拳大の礫を多く含む。検出範囲は東西3.6m、南北2.9m、北方および西方にさらに広がるが、南方の西面回廊付近には広がらない。西門の外側に限定的にほどこされた舗装の可能性がある。

集石遺構 回廊の西方で、拳大の石が直径約 0.8m の範囲に集中する遺構を検出した。藤原宮造営にともなう整地土の直上に存在し、礎石を支えた根石と様相が酷似している。ただし、回廊の柱筋からは大きく離れており、その性格は不明である。

（２）藤原宮廃絶後の遺構

瓦敷 2 調査区西北隅の新規調査部分の旧耕作土の上面で検出した。瓦の細片が比較的密に敷かれており、検出範囲は東西 1.1m、南北 4.8m である。宮が移転して耕地へと改変された後、一定期間が経過した段階で敷設されたものとみられる。宮跡に残置されていた瓦片を里道の舗装に用いる事例は宮内各所で確認しており、同様の遺構である可能性が高い。

（３）藤原宮造営以前の遺構

土器埋納土坑 調査区西南隅の第 21 次調査区内で新たに検出した。直径約 0.4m の円形の土坑で、ほぼ完形の壺を正位置で埋納している。埋納されていた土器は弥生時代終末期のもので、形状や文様からは、吉備地域の影響がうかがえる。

（４）出土遺物

調査区全域から土器および瓦が出土している。瓦は藤原宮期のものが大半である。土器は古代の須恵器、土師器を中心に、弥生、古墳時代の土器も出土している。また、礫敷上面の床土層から石製の丸軻まるとも（古代官人の装束に用いられた帯飾り）の破片が出土している。

3. まとめ

（１）大極殿院の規模が確定した。

大極殿院西門と西面回廊の位置を確認し、大極殿院の東西規模を確定した。今回検出した西面回廊と東面回廊の棟通り間の距離は約 117m であり、これは唐尺の 400 尺に相当する。

（２）大極殿院西門および西面回廊の規模と構造に関する情報を得た。

西門および西面回廊の規模と構造に関する情報を得た。今回検出した礎石据付痕跡は、東門および東面回廊を宮の中軸で反転させた柱配置と矛盾なく一致し、西門は桁行 7 間、梁行 2 間の門、西面回廊についても梁行 2 間の複廊が想定できる。回廊の柱間は、検出した礎石据付痕跡の配置から、東面回廊と同様、桁行が約 4.1m (14 尺) 等間、梁行が約 2.9m (10 尺) 等間となる。門と回廊の接続部は検出できなかったが、東面回廊と同様の接続方法をとっていたと考えておく。

（３）大極殿院西半部の実態の一端をあきらかにした。

大極殿院内庭の礫敷と、西門外側の舗装とみられる瓦敷を検出した。礫敷はこれまで大極殿院東半部の各地で検出していたが、西半部でも同様の施工がおこなわれていたことがわかった。西門の外側で瓦敷が見つかったことから、門の周辺などには特別な舗装がおこなわれていた可能性が浮上した。宮内の動線や使用方法を考える上で重要な成果といえる。

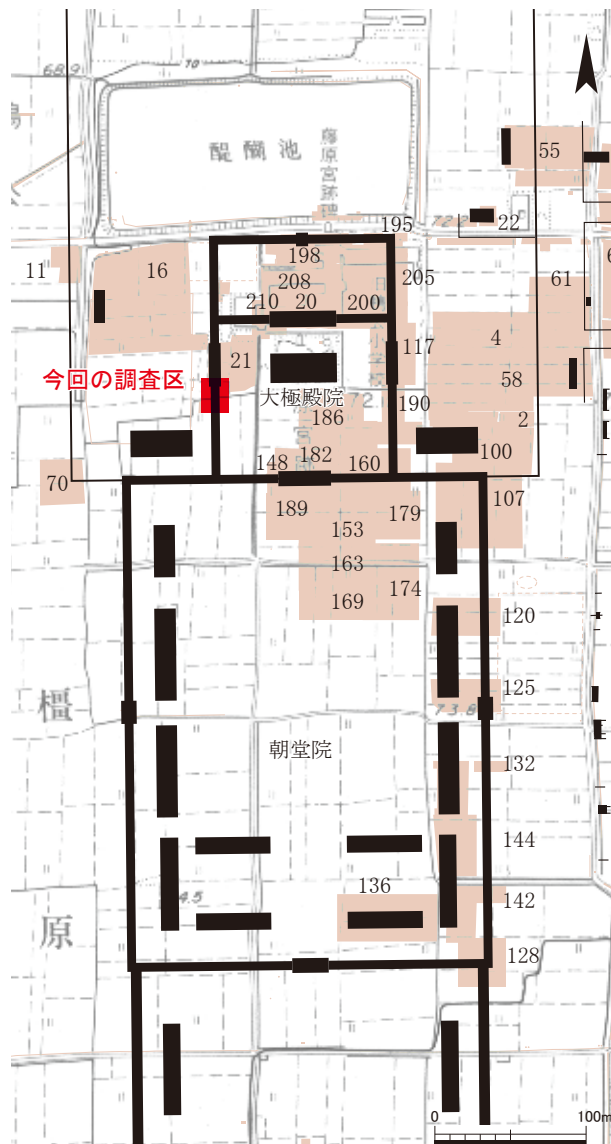


図1 既往の調査範囲と今回の調査区 1 : 5,000

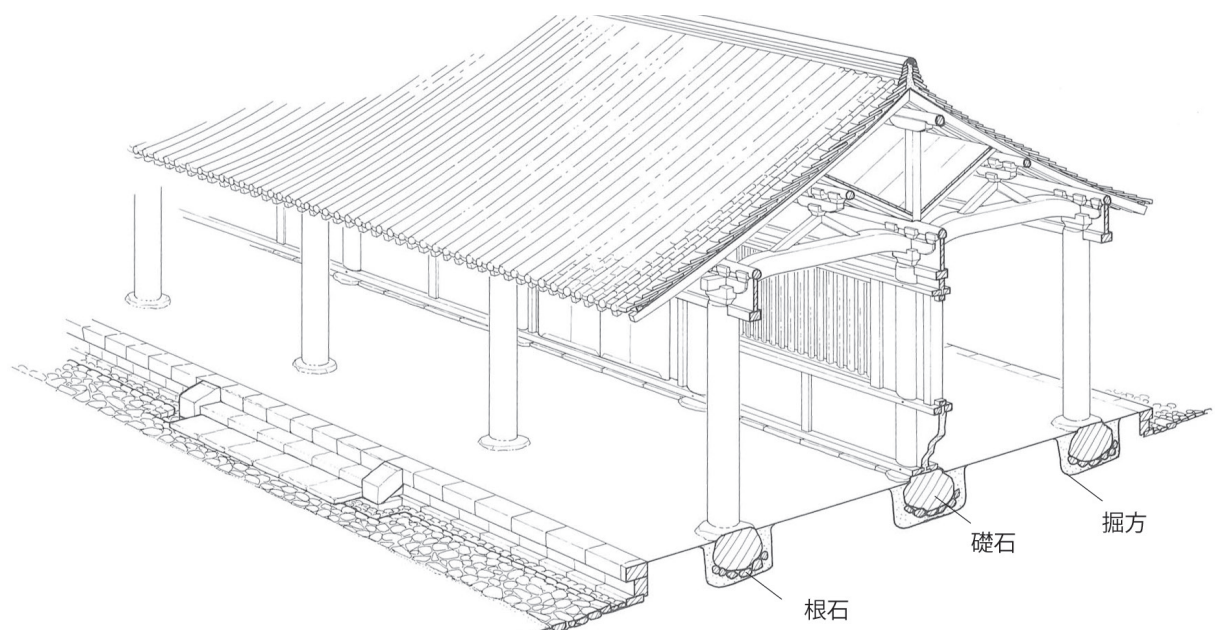


図2 回廊の構造模式図

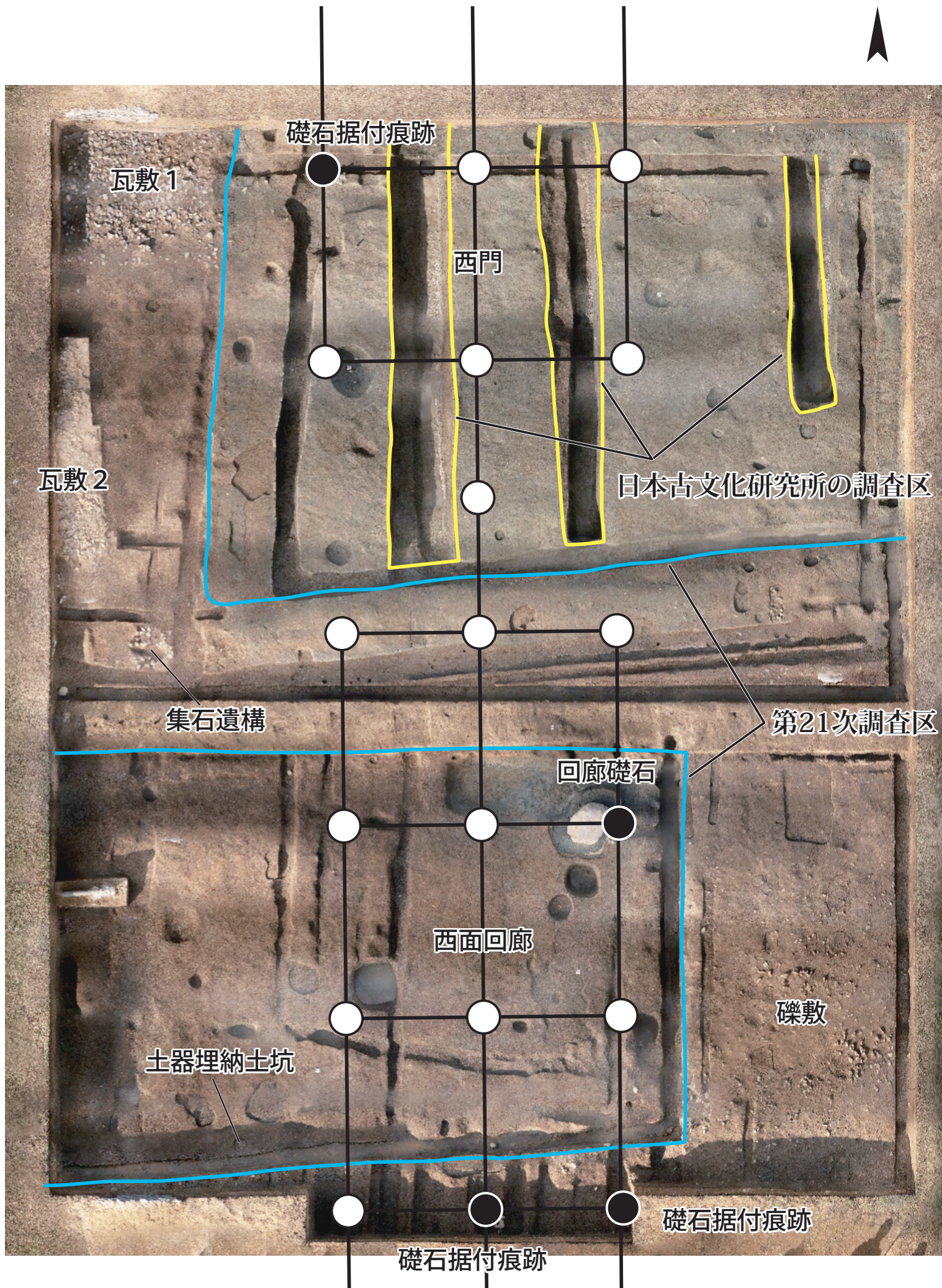


図3 遺構平面図 1 : 100